

文部科学省における児童虐待への対応について

1 児童虐待への適切な対応に係る学校教育関係者、社会教育関係者への周知等について

○「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨等の周知について

文部科学省では、児童虐待については、従前から、都道府県等を通じて、養護教諭をはじめとする学校教育関係者や社会教育関係者に対して児童相談所への通告義務等について周知してきたところである。また、平成19年6月に公布された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律についても、各教育委員会など関係者に周知を図っている。

また、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」の実施に当っては、厚生労働省とも連携し、都道府県教育委員会、国立大学法人や、所管独立行政法人等に対し、標語の募集、通知の発出とポスター・リーフレットの配布を行っている。

○「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」報告書

文部科学省では、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、平成18年5月に報告書を取りまとめ、その後通知により周知を図った。

○「養護教諭のための児童虐待対応の手引」について

養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、学校における児童虐待への対応の重要性、児童虐待への学校及び養護教諭が果たす役割、児童虐待に関する基礎知識、児童虐待の早期発見・早期対応の方法などについて、学校現場で活用しやすいよう、図表や事例を交えながら具体的に記載した手引を平成20年1月に全国の教育委員会及び学校に配布した。

2 主な施策について

平成21年度概算要求額
(平成20年度予算額)

〈家庭・地域社会における取組〉

地域における家庭教育支援基盤形成事業	1,441百万円 (1,153百万円)
---------------------------	--------------------------------------

身近な地域において子育てサポーターリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進する。

家庭教育手帳の作成	76百万円 (65百万円)
------------------	--------------------------------

家庭の教育力の低下が指摘される中、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への情報提供や家庭教育に関する学習機会等での活用を促すため、家庭教育に関するヒント集（家庭教育手帳の原版）を全国の教育委員会等に提供する。

子どもの生活習慣づくり支援事業	478百万円 (新規)
------------------------	------------------------------

「子どもの生活リズム向上プロジェクト」における先進的な実践活動等についての調査研究成果をもとに、子どもの基本的生活習慣の定着を図る普及モデルの検証を行う。

人権教育推進のための調査研究事業	158百万円 (160百万円)
-------------------------	----------------------------------

人権尊重社会の実現に向け、社会教育における人権教育を一層推進するため、人権に関する学習機会の充実方策等についての実践的な調査研究を行うとともに、その成果の普及を図る。

放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）	6,910百万円 (7,765百万円)
--------------------------------	--------------------------------------

すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に、小学校の余裕教室等を活用し、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動や地域住民との交流活動等の取組を実施する市町村に対し、支援する。

〈学校における取組〉

豊かな体験活動推進事業

1,146百万円
(1,012百万円)

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、他校のモデルとなる体験活動を実施し、その成果を全国に普及させることにより、小・中・高等学校等における豊かな体験活動を推進する。

特に自然の中での長期宿泊活動や社会奉仕体験をはじめとした様々な体験活動等を通じて児童生徒の生活や学習における意欲や集団の一員としての態度など社会人としての基礎的な資質の養成・強化を図る。

スクールカウンセラー等の配置

3,665百万円
(3,365百万円)

いじめ、暴力行為、不登校などの問題行動等に対応するほか、災害や事件・事故などの被害者である児童生徒等の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員等を配置して学校における教育相談体制の充実を図るとともに、子ども等が夜間、休日を含め24時間いつでも相談機関に相談できるよう都道府県等が行っている電話相談体制を整備する。

スクールソーシャルワーカー活用事業

1,538百万円
(1,538百万円)

児童虐待、いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関等とのネットワークを活用するなど、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けて支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用方法等について調査研究を行う。

問題を抱える子ども等の自立支援事業

861百万円
(855百万円)

児童虐待、いじめ、不登校、暴力行為、高校中退といったそれぞれの課題について、未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行う。